会　議　録

会議名	2025 年度東浦町高齢者福祉推進協議会
開催日時	2026 年２月４日（水） 午後１時 30 分から２時 30 分
開催場所	東浦町勤労福祉会館２階　会議室１
出席者	都築秀明氏、安田裕政氏、仮屋賢治氏、深川美緒氏、舟橋弘芝氏、恒川渉氏、竹村典泰氏、日髙啓治氏、下村卓也氏、吉田禎宏氏、山﨑紀恵子氏、加藤美年子氏、柴田裕子氏、宮池始氏、金神正之氏、蟹江毅弘氏
欠席者	鈴木洋子氏
事務局	原田ふくし文化部長、船津ふくし課長、山本ふくし課地域共生社会推進係長、森ふくし課社会高齢係長、加古ふくし課主事、三浦健康課長、丸山健康課成人保健係長、髙見東浦町社会福祉協議会事務局長、和田東浦町社会福祉協議会地域福祉係長、小林東浦町高齢者相談支援センター包括係長
議題	第９期東浦町高齢者福祉計画の実施状況について
傍聴者の数	０名
内容	別紙のとおり

１　あいさつ
　原田ふくし文化部長よりあいさつ

２　委嘱書交付

３　委員長、副委員長の選出について
　任期中につき、委員長は都築秀明委員、副委員長は恒川渉委員が選出。
４　議題の「第９期東浦町高齢者福祉計画の実施状況について」を事務局から説明。

基本目標１　地域で暮らし続けるために
（地域包括ケアシステムの構築）
（１）高齢者福祉サービスの充実
①高齢者のための支援
ア　配食サービス事業
　近年の高齢者人口の増加に伴い、配食を希望される方が多く、延べ配食数は2023年度15,058食に対し2024年度18,296食と約21%増加している。2025年度の半期で9,931食となっており、今年度においても増加が見込まれる。また、１年に１回利用者のアセスメントを行っており、今後も利用者の多様なニーズに応えられるよう事業内容について検討していく。
ウ　住宅改修費助成事業
　介護保険制度による手すりの設置や段差の解消等の住宅改修を行う方について、介護給付費を超える部分について、対象世帯の住民税が課税であれば10万円、非課税であれば40万円を給付。改修工事の相談から工事完了まで比較的時間がかかる場合が多いため、制度の周知及び利用者への説明を丁寧にするよう努めていく。
カ　訪問理髪サービス援助事業
　要介護認定において要介護度が３以上の方で、要介護認定における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1、C2のいずれかに該当する方に、訪問理髪の出張料を補助するもの。2024年度の利用者は０件だが、昨年度、今年度ともに数件の申請はある。

昨年度の協議会において、高齢者福祉サービスの周知についてご意見をいただいている。今後も社会福祉協議会、高齢者相談支援センターとも連携し、困った時に適切なサービスを提供できるように周知を進める。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ア　介護予防・生活支援サービス事業

2024 年度は要支援者 634 名、事業対象者 90 名、計 724 名で、高齢者人口の 5.6%。2023 年度は、高齢者人口の 5.3%であったため、微増。

（ア）サービス利用状況では、訪問型サービス、通所型サービスともに現行相当のサービス利用がほとんど。

（イ）通所型サービスＢ（住民主体型デイサービス）

対象者実数が 2023 年度 44 人、2024 年度は 48 人と増加している。実施回数も増加している。

（ウ）訪問型サービスＣと（エ）通所型サービスＣ

サービスＣとは、身体的機能が低下した方に対して、要介護に至らぬよう、短期間に集中した理学療法等の提供を行うもの。自宅の環境下において療法士がサービスを提供するものを訪問型、設備を整えた施設等においてサービス提供を行うものを通所型とし、それぞれ実施している。

イ　一般介護予防事業

（ア）介護予防把握事業

フレイルスクリーニング事業について

65 歳以上の方を対象に簡易スクリーニングとして、フレイルチェックを実施して健康状態の確認を行っている。本年度は、サロンや産業まつり等のイベントでフレイルチェックを実施している。

（イ）介護予防普及啓発事業

脳トレ教室については、2025 年度 12 月末で終了し、１月からは、自主グループという新しい形態で開催。

いきいき健康マイレージ事業は、住民の方が、住み慣れた町で、いきいきと生活していただけるよう、健康づくりや介護予防への取組を応援するもの。年々増加しているので、このまま、参加者が増えるように後押しをしていく。

（ウ）地域介護予防活動支援事業

「いきいき 100 歳体操教室」は、椅子に座って手足におもりをつけて、初めての方でも無理なく行うことができる、簡単な体操を行う教室である。この体操に取り組むことで、筋力の増加を図り、転倒のリスクを低下させる効果が期待される。今年度は全６回のコースを開催し、16 名が参加。

②地域ぐるみの生活支援の推進

公的サービスの他、地域の支え合いやボランティア活動など、地域の実情

に応じた多様なサービスが提供される体制を構築し、高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活し続けることができるようにするもの。2017年度から「東浦町ふだんのくらしのしあわせを守り支えるための連携協定」を町内外の事業所と締結。2026年度１月末時点で73の事業所が参加している。高齢者の生活支援情報誌「ひがしうらアクティブシニア応援ガイド　助さん」を配布するなど、協定事業者のサービスを周知している。こちらは、現在第３版を作成中。

この他、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民の交流の場、活躍の場となる地域資源の発掘、創出を進めると共に、住民の支援ニーズとのマッチングを推進する。

（３）認知症施策の推進

①認知症の人やその家族等への支援の充実

ア　認知症サポーターの養成及び活動促進

認知症サポーター養成講座を、町内の小学４年生と中学１年生、地域住民、介護施設職員、町内企業の従業員を対象に実施。認知症サポーター養成講座受講者数の累計は、2024年度末時点で14,462人となっている。認知症サポーター養成講座受講者に、学びを深めてもらうため、認知症サポーターフォローアップ講座を開催している。2024年度は、メドック東浦の社会福祉士の方にご講演いただき、認知症の方への具体的なケアの方法を学ぶ機会とした。

講座受講者に対し、ボランティアグループ「オレンジパラソル」への登録を呼びかけるなど、認知症サポーターの活動を推進していく。

イ　行方不明高齢者等捜索メール配信システム（みまもりねっと）

認知症の人が行方不明になった際、広域的かつ迅速に捜索ができるよう、あらかじめ登録のある協力者に対し、メール配信を行うもので、2024年度末時点で1,239名が登録している。

ウ　認知症高齢者等賠償事故補償保険

認知症の人が偶然の事故によって法律上の損害賠償を負う場合に備えるもので、保険料は町が負担し、認知症の人やその家族等が安心して外出できる環境を整備する。

エ　行方不明高齢者等捜索模擬訓練事業

認知症の人が行方不明になった場合に備え、地域住民、関係機関、行政が一体となった訓練を実施するもので、2024年度は、森岡地区、緒川相生地区、藤江地区を対象にそれぞれ１回実施。

オ　行方不明高齢者等家族支援事業

認知症により行方不明になる恐れのある人の家族に対し、位置情報を探

索するためのＧＰＳ機器の初期費用を全額助成する事業である。月額利用料やオプション利用料など、初期費用以外の費用は、全て自己負担となるが、2024 年度は３名の方が利用した。

②相談窓口の充実

ア　認知症カフェ

誰でも参加できる認知症カフェを普及し、認知症の人やその家族が、交流を通じて気軽に相談できる環境とし、認知症カフェでの交流から、認知症地域支援推進員が認知症当事者のニーズを把握し、認知症当事者の社会参加に繋げる。

イ　介護者の会

介護者間の交流や情報交換の場とし、家族の介護に係る心身の負担軽減に繋げます。月に１回、定期開催を実施している。

③早期支援に向けた体制の強化

月に１回、複数の専門職で構成するチーム員会議を実施し、早期診断・早期対応に向けた支援について検討していく。

（４）医療と介護の連携体制の構築

①ICT 技術の活用

情報共有システム「医療・介護おだいちゃんネットワーク」を運用し、複数の支援員が、要支援者に関する情報を共有できる環境を整備しており、2024 年度末時点で、137 の事業所が登録している。

②多職種連携のためのネットワークづくりの推進

医療・介護の関係者間で、顔の見える関係をつくり、お互いの役割を理解することで、円滑な支援体制を構築するものである。自立支援型地域ケア個別会議（ふくし向上ケアカンファレンス）は、2024 年度に 11 回開催し 122 名の参加があった。また、多職種連携研修会も開催し、共に学び交流できる場を提供している。

③住民等への啓発

住民向けパンフレットの配布や町広報誌、ホームページへの掲載、また外国人向け情報誌等で啓発活動を行っている。

（６）高齢者の権利を守る支援の充実

①虐待防止

2024 年度は、60 件の虐待通報があり、内 32 件が新規虐待として認定されている。町広報紙やホームページ、リーフレットによる相談窓口の周知、専門職に対する虐待防止研修会の実施などにより、虐待防止に努めていく。

③成年後見制度利用促進及び④保護措置については、引き続き事業を実施することで、高齢者の生活を支え、権利擁護に努める。

（７）安心・住みよいまちづくりの推進

①高齢者あんしんカード登録

地域の民生委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の情報を台帳として記録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となるよう体制を整える事業で、年に１回民生委員が登録者の実態調査を行っている。

②避難行動要支援者登録

災害時において一連の行動にハンデを持つ方を避難行動要支援者として登録・関係者間で情報を共有することにより、災害時に要支援者の避難誘導や安否確認ができる体制を確保する制度である。また、避難行動要支援者について、誰が支援するか、どこに避難するか、どのような配慮が必要かなど、1 人ひとりの状況に合わせて作成する、個別避難計画の作成を推進しており、2023 年度より個別避難計画作成コーディネーター配置事業を実施している。2024 年度は 113 件、今年度は 2026 年 1 月 27 日時点で 154 件の個別避難計画を新規作成。現在は、ケアマネジャーや相談支援専門員がついている方を中心に、専門職の方に作成を依頼しているが、来年度以降はケアマネジャーや相談支援専門員のいない対象者の作成も進めていく。

他の事業を含め、引き続きひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる高齢者を地域で見守る体制を確保し、関係機関と協力を図ることで安心・住みよいまちづくりを進めていく。

④ごみ出し支援

支援世帯数に大きな増減はないが、延べ支援回数は増加傾向にある。今後も各地区の連絡所長や民生委員と連携を図り、ごみ出しが困難な世帯に対して支援を進めていく。

基本目標２　いきいきと活動するために（生きがいづくりと社会参加の促進）

（１）ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への支援

① ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への支援

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）会員数の推移を見ると、60 歳以上の人口が増えているにも関わらず、ゆうゆうクラブの会員数が減少している。このことについては、昨年度の協議会でもご意見をいただいたが、これには、高齢者のライフスタイルの変化や近年の高齢就業者数の増加によること等が考えられる。今後も加入率の増加を図るために、町ホームページや広報での周知のほか、ゆうゆうクラブの皆様と魅力的なクラブ活動の在り方や活動方法等を検討していく。

（２）老人憩の家の運営

① 老人憩の家の活用と整備

2025 年度には藤江ゆうゆう憩の家の和室を畳からフローリングにする工事を実施。エアコンの更新など、その他施設の修繕を随時実施していく。

また、2026 年 10 月より各憩の家の交流館への転換を予定。多世代が交流できる場として、今後も地域住民にとって利用しやすい施設となるよう整備を進める。

基本目標３　介護が必要になっても安心して暮らせるために

（介護保険事業の充実）

（１）介護保険サービスの推進

②包括的支援

ア　高齢者相談支援センターの職員体制

2023 年度は非常勤職員が 10 名いたが、2024 年度は７名、今年度は 5 名。これは、定年退職や自己都合退職、また非常勤から常勤への雇用形態の変更などが理由。常勤職員については、2023 年度、2024 年度は新規採用者が、年度途中で退職したため年度末の人数が減少したが、本年度は実習生の受け入れを全面的に休止して、新入職員の指導にあたったところ、継続して就業できている。

イ　総合相談・支援事業

相談件数は減少傾向である。2024 年度 12 月からベテラン職員の休職が続いていること、また、今年度及び昨年度に採用した職員に丁寧に指導し、ベテラン職員との同行訪問を多くしたことにより、数字が増えていない状況である。来所や電話などでの相談対応などの支援は通常通りおこなっているが、こちらから外へ出て行く、アウトリーチができていない状況になっている。ケースとしては、8050 など家族の支援が必要な方が増えている。高齢者の介護者支援として動いているが、これらもここの数字には反映されていないため、見える数字としては少なくなっている。

カ　介護予防ケアマネジメント業務

後期高齢者人口の増加に伴い、要支援者と事業対象者も増加している。昨年度までは１ヶ月あたり約 380 名だが、今年度は１ヶ月あたり 400 名を超えた。この 400 名のケアプラン作成には、包括支援センターの職員が直接担当する場合と、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当する場合があり、居宅介護支援事業所へ委託している割合を「委託率」という。2020 年度末には、委託率が 76％のところ、2021 年度末には 53％まで減少。その後、50％前後が続いていたが、今年度 11 月に 61％に増加。これは、居

宅介護支援事業所のケアマネジャーが少し増員されたこともあり、要支援者の担当を受けてもらえるようになってきたためである。しかし、介護保険上、要支援者３名で要介護者１名のカウントとなることと、要支援者の単価が安価なことから、まだ受けていただけない事業所も多い現状。この委託率が下がると、介護予防支援事業をおこなう時間が増え、包括支援センター業務をおこなう時間が減ることになるため、引き続き委託を受けていただけるように依頼を続ける。

説明に対する質疑

委員　　老人クラブの会員について、施設入所などの情報が得られない。民生委員から情報を教えてもらうことはできないか。

事務局　　町としては、介護保険等を利用し入所した場合などはおおよそ把握でき、民生委員には入所の事実についてはわかる範囲でお伝えしている。ただ、個人情報になり、老人クラブに対してはお伝えできない。

委員　　個別避難計画について、次回から施策の展開の中で仕組みや実績を記述するとよい。

事務局　　前回の計画ではまだ個別避難計画の作成ができておらず比較ができないため、記載していないが、次回の計画の中では、載せていきたい。

委員　　総合相談について、複合的な問題を抱えている方や、世帯が多い。自分から SOS を出せなかったり、困りごとが分からなかったりする方がいる。今後アウトリーチに力を入れてほしい。

事務局　　包括としても、アウトリーチに力を入れて頑張っていきたい。

委員　　訪問理髪については実績が０であったが、周知はしているのか。

事務局　　周知はしているが、対象の方は、介護度等が重い方であり、理髪の出張代の補助であるため、利用が少ない状態になっている。申請いただいている方は何人かいるが、利用がない状況。引き続き周知をしていく。

委員　　うららの本数について。うららの本数が少なく、近くの方に送ってもらわなければ来られないという方の話を聞くことがある。増便等の検討はないか。

事務局　　公共交通会議にて決めている。増便には運転手の確保の問題がある。バス停の場所等の要望もあるが、必要な場所、時間にバスが来るためには、今あるバスを積極的に利用していただきたい。

委員　　町公式 LINE からくる情報を患者さんに共有することができている。今後も続けてほしい。

事務局　　引き続き様々な情報を流していきたい。みなさまに LINE を登録いただきご活用いただきたい。

委員　　高齢者に対して、近所の知っている方であっても、守秘義務もあるし、なかなかこちらから手を差し伸べるのは難しい。自治会費の集金などでも、何かきっかけや使命を持って行くことができると、声をかけやすい。一番大切なのは地域で身近にいる人である。地域がつながることができる事業に力を入れてほしい。

事務局　　閉会を宣言